

報告第18号，第19号

令和2年8月26日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 18 号	専決処分の報告について	1
報告第 19 号	専決処分の報告について	3

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月26日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月7日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の要旨

- (1) 市営住宅に係る滞納家賃 金829,000円
 - (2) 支払督促申立手続費用 金5,683円
- の支払を求める。

3 支払督促の申立てをした日（訴えの提起があったものとみなされる日）

令和2年7月10日

4 督促異議の申立てがあった日

令和2年7月17日

5 訴訟遂行の方針

訴訟上の和解を可能なものとする。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月26日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 處 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月14日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

1 1 4, 3 1 2 円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和2年7月8日、鈴鹿市労働福祉会館の駐車場において、相手方がその所有する車両を運転中、当該駐車場の排水路に設置されていたグレーチングの上を通過した際、当該グレーチングが跳ね上がり、当該車両のセンターパイプを損傷したものと